

## 『東京都最低賃金の大幅引き上げを求めます』

ご承知のとおり、最賃引上げの目安を決める中央最低賃金審議会は、7月22日に引き上げ目安を示さないこと決定しました。したがって東京都の最低賃金は貴審議会の検討にかかっております。私たち目黒地区労働組合協議会（略称：目黒労協）は、目黒地域で幅広い労組の交流・支援、労働相談への対応とともに、最低賃金の啓発・普及宣伝行動を毎月行っております。今次のコロナ禍に於いては、区内のタクシー会社：ロイヤルリムジングループ傘下の目黒自動車交通の退職強要に反対し、当該労組を支援し解雇撤回・営業再開を勝ち取り、「コロナ解雇はダメ！」チラシを作製し活動してきました。これらの経験から、コロナ禍だからこそ東京の最低賃金の大幅引き上げを強くもとめます。

1. コロナ禍で、介護・保育・飲食店などの多くの非正規労働者、いわゆる「エッセンシャルワーカー」から、雇用・賃金など多くの相談が寄せられました。最低賃金ぎりぎり働く彼ら彼女の努力・苦境を考えると、雇用維持はもちろん、賃上げこそがいまこそ求められます。最低賃金の据え置きは認められません。
2. 多くの加盟労組でも、「雇用調整助成金」を活用した休業補償が取り組まれました。しかし助成金の上限日額 8330 円が東京の最低賃金額の 103%に過ぎずとても生活できない。またこの上限額 8330 円は失業給付上限でもあり、「休業補償より失業給付が有利」というロイヤルリムジングループ社長が詭弁であることに、多くの労働者が気づいた初端でもありました。雇用調整助成金の上限額が日額 15000 円：時給 1875 円相当への大幅引き上げは高く評価されますが、最低賃金や失業給付も引き上げられるべきです。
3. 多くの相談は、最終的に生活保護による対応になります。最低賃金もこの間地域生活保護水準との均衡をひとつの根拠に引き上げが図られました。しかしその際、最低賃金生活には求められる健康保険などの社会保険負担や公租公課が考慮されていません。相談者の少なくない人々が心身の健康に困難を抱えていることを考えるなら、東京の最低賃金はまだまだ生活保護水準に至っていません。さらなる引き上げが必要です。
4. コロナ禍に対して、雇用維持とともに労働者の所得補償が「経済・社会活動維持」の基本です。外需が落ち込むなか、国内需要を基本に経済再生を図るなら、最低賃金引き上げが必要です。諸外国においても、ドイツ：2021年1月～1/6%、2022年7月～11.1%UP（2020年6月30日決定）、韓国：2021年1月～1.5%UP（2020年7月14日決定）と最低賃金を引き上げる決定が続いています。日本において全国の最低賃金水準をリードする東京都最低賃金の引き上げを強く求めるものです。
5. 東京都最低賃金審議に意見陳述を求めます。また審議過程や議事録の公開を求めます。

添付資料・目黒労協 2020 夏季闘争ニュース No.20-09 ・同 2020 年 4 月 20 日号外

以上